

議 事 録

平成27年第2回定例会

[一般質問]

平成27年6月26日（金）

再 開	
議 長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>本日の出席議員は16人につき、定足数に達しております。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 一般質問を昨日に引き続き行います。</p> <p>質問の通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>14番 河内直子議員</p>
河内議員	<p>質問に入る前に、一言述べさせていただきます。</p> <p>5月26日から国会で平和安全法制整備法、国際平和支援法が審議されています。審議が進む中で、法案の中身の危険性が明らかになってきています。</p> <p>安倍首相は、国民の命と平和な暮らしを守るためのものだと言っていますが、とんでもありません。法案はすべて自衛隊の役割を拡大して、海外派兵やアメリカ軍の支援にあてるためのものになっています。</p> <p>地理的な制限もなく、地球上どこでも派兵してアメリカ軍のあらゆる戦争に参加します。戦地で活動して、自衛隊が攻撃される危険もあり、武器を使用して殺傷行為を行う危険も高く、戦後70年、日本は戦争で1人の人も殺していないし、殺されてもいません。日本が海外で殺し殺される国にしてはいけません。</p> <p>衆議院の憲法調査会では、自民党が推薦した学者も含め、参考人として出席した3人の憲法学者全員が、法案は違法、憲法違反との見解を表明しました。二度と戦争はしないと誓った憲法の平和原則を根本から破壊し、日本をアメリカと一緒に海外で戦争する国に作り替えるものであり、平和安全法制どころか戦争法案そのものです。こんなものが憲法9条の下で、許されていいはずがありません。</p> <p>日本共産党は、党を作って93年、命がけであの侵略戦争に反対を貫いてきた平和の党です。国会内外で、この戦争法案を廃案に追い込むために、思想、信条、立場の違いを越えて、平和を願うすべての皆さんと力を合わせて戦うことを表明し、質問に入ります。</p> <p>それでは、通告に基づき、順次質問をさせていただきます。</p> <p>まず、子どもたちを取り巻く問題について、3点お尋ねをいたします。</p> <p>はじめに、各小中学校の給食費について、お尋ねをします。</p> <p>子どもたち、保護者が各小中学校に支払う給食費は、平成26年度より、小学校が3,500円を3,800円に、中学校が4,100円を4,400円に、各々300円値上げされ、消費税の増税、実質賃金の目減りに加え、さらに家計を苦しくさせています。</p> <p>月額300円も値上げをした理由はなぜなのか、まずお尋ねをいたします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>おはようございます。</p> <p>まず、小中学校の給食会計は学校管理下の下にあることをお含みください。</p> <p>学校給食につきましては、文部科学省より示されている学校給食摂取基準を踏まえ、児童生徒の発達段階や地域性等に配慮し、栄養管理がなされています。本町の給食においてもこの基準に基づき、献立委員会において十分な協議がなされ、日々の給食を提供しているところであります。</p> <p>学校給食費につきましては、これまで食材価格が上昇する中で、平成20年度から6年間、献立や食材購入の工夫により、据え置いてきたわけではありますが、平成26年4月からの消費税率引き上げや石油価格の上昇等による食材価格の上昇、さらには</p>

	<p>外国産食材の安全性の問題を契機とした国産品への転換などにより、食材費が予想以上に増加する状況となっていたこと、今後さらなる食材の値上がりが予想されており、現行の給食費では、安全で安心な食材を確保し栄養のバランスが取れた魅力あるおいしい学校給食の提供が困難な状況になること、また、重要性が増している食育の観点からも、一層充実した献立内容が望まれることから、平成25年度の給食管理委員会におきまして審議をいただき、また、平成26年4月から、今言われる小学校が3,500円から3,800円、中学校が4,100円から4,400円に、それぞれ引き上げたところでございます。以上です。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>各学校の給食費繰越金について、お尋ねをします。</p> <p>先日各小中学校に出向き、PTA総会の資料をいただきました。</p> <p>三輪中は担当がおらず26年度分しかありませんでしたが、給食費が値上げされた26年度は、各小中学校とも軒並み次年度繰越金が、少ないところで303,922円、多いところでは1,394,676円も増えています。合計では4,605,046円になります。</p> <p>平成26年度の次年度繰越額も、少ないところ、これは三並小ですが、482,598円、なんと一番多いところでは2,936,702円、実に300万円近くの金額が次年度へ繰り越しとなっています。</p> <p>三輪中との比較ができなかったのですが、三輪中を除いた5小中学校で保護者が支払った給食費の増額分が8,610,080円、次年度繰越金増額分が4,301,124円です。保護者が支払った給食費の増額分の約半分が次年度に繰り越されていることとなります。</p> <p>そもそも給食費は多少の繰り越しは仕方がないとしても、年度内に消化しないと、小学6年生、中学3年生は、次年度はもう卒業し学校には残りません。</p> <p>各学校には規模にあわせて、町からの補助金が平成26年度においては254,355円から2,146,125円支払われています。繰越金は、給食費の納入が5月にずれ込むとしても、各学校の1カ月分の支払から各々の補助金を差し引いた額があれば足りるのではないかと考えますが、繰越金はいくらぐらいが妥当だと考えているのか、お尋ねをいたします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>議員ご指摘のように、各学校とも繰越金が増えている現状にありますが、その額につきましても、食材費の約一月分の支払い分にとどまっていることから、各学校におきましても、それほど大きな繰越金とは捉えてないようであります。</p> <p>また、繰越金が増えた要因の1つに、そもそも各学校とも繰越金がそこそこあったこと。2つ目に、昨年の食材の価格が前半と後半では開きがあったことなどが考えられます。</p> <p>昨年の6月でございますが、ある校長から報告がありまして、このまま食材の価格が続けば、給食費だけでは賄えないという相談を受けた経緯もあります。しかしながら、2学期頃から価格が安定してきたこともあり、その後相談を受けることはありませんでした。</p> <p>以上のようなことから、私の私見ではありますが、年度当初の支払いや回転資金の確保などを考慮しますと、一月分ほどは必要であろうと推察いたします。</p> <p>また、各学校長に対し、栄養教諭と日ごろから十分協議を重ね、回転資金などを含め、適切な給食会計の管理に努めるよう依頼したところであります。</p>
議長	河内議員
河内議員	先ほどの質問でも述べましたように、繰越金は給食費の納入が5月にずれ込むとし

	<p>でも、町からの補助金との差額があれば十分ではないかという質問をしたと思います。</p> <p>課長も1カ月分の繰り越しがあればいいということで、今、それだけが残っているというお話でしたが、町の補助金は必ず入ります。その分を差し引いた額でいいのではないかと思います。再度お尋ねいたします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>ですから先ほどから言いますように、給食会計そのものが学校管理下の下にあること、そういうことから学校長と栄養教諭が日ごろから十分協議をして、どういった金額が適切なのかというところを依頼したところでもあります。以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>繰越金が多くなりそうときは、子どもたちの大好きなデザートや果物を1品多く添えるなどして、多額の繰り越しとならないよう努めていただくことを、学校にお願いしていただくことをお願いし、次の質問に移ります。</p> <p>次に、子ども・子育て新システムについて、お尋ねをいたします。</p> <p>この4月より、子ども・子育て新制度がスタートしました。新制度を進めることで、政府は待機児童の解消を図るとしていました。</p> <p>しかし新制度が始まって待機児童の解消はほぼ絶望的と言えるのではないのでしょうか。</p> <p>保護者の方々はそもそも新制度って何？、保育所を利用する場合どのような手続きをしなければならないのか、保育料はいくらになるのか、もし希望した保育所に入らなかったら、どうしたらいいのか、新しく始まった小規模保育って何？など、たくさん疑問を持っておられます。</p> <p>今回は保育料について、お尋ねをしたいと思います。</p> <p>3月議会で新制度に関する条例等が制定され、筑前町保育料徴収規則が廃止されましたが、新システムの保育料徴収はどうなるのか、またこれまでの滞納分についてはどうなるのか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	こども課長
こども課長	<p>お答えします。</p> <p>保育料の徴収につきましては、制度の改正によりまして、子ども・子育て支援法において、施設設置者が直接行うことになっております。</p> <p>ただし法の附則第6条第4項の規定によりまして、私立の保育所に関しては町が徴収するとされております。また町立の保育所に関しましては、国の法律に徴収根拠の規定がないため、筑前町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例を定めまして、その第4条におきまして、私立の保育所及び町立の保育所について、町が徴収することを定めております。</p> <p>過年度分の督促とか滞納処分につきましても、これまでどおり町で対応していきたいと思います。以上です。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>保育料の滞納が発生した場合、保育所については、市町村が保育料を徴収することから、市町村の責任で処理することになり、保育料の滞納があっても退所に繋がることはありませんが、認定こども園や家庭的保育事業等は直接契約であり、滞納は退所に繋がるのではないかと考えます。</p> <p>滞納した場合、即退所となるのか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	こども課長
こども課長	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>認定こども園などでは施設と保護者間の、先ほど議員も言われましたように、直接</p>

	<p>契約による利用となりますので、利用者負担のみの悪質な滞納が続くなど、ある一定の状況にある場合には、これを退園理由として利用契約を解除することもあり得ると考えます。</p> <p>町では施設や保護者の方から、そういった相談を受けた場合につきましては、必要に応じて適切に対応を行っていくことになると思います。分納相談ですとか保育所の斡旋などによる対応をしていくことになると思います。以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>児童福祉法第56条第1項で、直接契約の施設、事業者が保育料の徴収を誠実に行ったにもかかわらず滞納が発生した場合は、市町村に保育料の徴収を要請することができるようになっていきます。先ほど課長が述べられましたように、適切な対応をお願いしたいと思います。</p> <p>次に、3月議会で保育の実施に関する条例を廃止しましたが、新制度では児童福祉法第24条第1項により、市町村に保育の実施義務が課せられ、市町村の実施責任は、これまでどおり残されたわけですが、条例を制定する必要はないのか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	こども課長
こども課長	<p>これまでの保育の実施につきましては、先ほど議員さんも申されましたように、児童福祉法の規定によりまして実施しておりました。今までの児童福祉法の規定では、市町村で条例を定めて実施するとされておりました。保育の実施に関する条例で保育に欠ける要件というものを定めて、町のほうでは実施してきておりましたが、このたび児童福祉法の改正に伴いまして、国が要件を定めております。そのため条例化する必要がなくなりましたので、条例を廃止しております。また、国、県の見解によりますと、規則で定めることで足りるとされておりますので、子ども・子育て支援法施行規則で定める事由により、保育が必要な児童について保育を実施するため、筑前町保育の必要性の認定に関する規則において、保育の必要性の事由や優先利用などについて定め、引き続き実施しております。以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>次に、学童保育について、お尋ねいたします。</p> <p>現在、筑前町では、学童保育は18時30分まで、保育所の延長保育は19時までとなっております。保育所と学童保育に子どもさんたちを預けている保護者の方から、学童も19時まで延長してほしいという声が上がっています。子育て支援の一環として、学童の時間延長はできないものか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	こども課長
こども課長	<p>お答えします。</p> <p>学童保育の開設時間につきましては、条例により当該事業所ごとに定めるとされ、筑前町ではいずれも夕方6時半までとなっております。</p> <p>本年度から児童福祉法の改正によりまして、学童保育の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準に従い、条例で基準を定めなければならないとされました。そこで最低基準が設けられております。</p> <p>学童の利用対象が6年生までに拡大、1人当たりの面積基準や支援員の資格要件、利用人数に応じた支援員の配置基準など、運営や設備に関する基準が設けられましたことによりまして、今後支援員の増員や設備、面積基準の確保などによる経費の増加が見込まれます。</p> <p>学童保育の開設時間の見直しにつきましても、子どもへの影響や支援員の負担増、委託料増額などを考慮し、利用者付託の見直しにつきましても、併せて検討していく必要があります。</p>

	現時点では学童の健全育成やワークライフバランスの視点からも、保護者の方々にはご理解いただきたいと考えております。今後、また利用者の方の意見や実情の把握等を踏まえ、検討していきたいと思っております。以上でございます。
議長	河内議員
河内議員	<p>新制度の実施主体は市町村です。国が新制度の枠組みを決めましたが、実際の基準や保育料などは県、市町村が定めます。市町村が保育水準の向上などについて、しっかりとした考えを持っていれば、新制度の下でも一定水準の保育が維持できます。</p> <p>また、保育を営利本位に進めようとする動きに対して、ストップをかけることがある程度可能となります。</p> <p>そもそも新制度は、企業が参入しやすい仕組みづくりという視点で論議されてきました。企業の参入を促すためには、自由に収益を上げられるというのが不可欠です。収益を上げるということと子どもにとって望ましい保育は、必ずしも両立しないということを申し述べ、今後も子どもたちにとって望ましい保育行政を進めていただくことをお願いし、次に進みます。</p> <p>次に、暮らしを取り巻く問題について、3点お尋ねをいたします。</p> <p>まず最初に、産業廃棄物（アスファルト）の放置・生い茂った樹木、野焼き、空き地の草刈り等への指導はどうなっているのかという点について、お尋ねをいたします。環境を守る取り組みです。</p> <p>住宅地へ隣接した空き地に長い間アスファルトが放置され、アスファルトの間から草が伸びているところ、生い茂った樹木が電線にまで垂れ下がっているところ、また、生い茂った樹木が周りの田畑に影を落とし、日差しを遮っているところ、道路標識に覆いかかり、標識が分からなくなっているところ、住宅地の周辺で草刈り後の野焼きをしているところ、近くに人がいないのに野焼きをしているところ、空き地に草が伸び放題になっているところ、町内の至るところに環境を損なう事象が見受けられます。これらに対する指導はどのようにされているのか、お尋ねをいたします。</p>
議長	環境防災課長
環境防災課長	<p>まず、アスファルト等の産業廃棄物は、廃棄物処理法によりまして適正に処理しなければならぬと定められております。</p> <p>また、一定規模以上の建設工事で発生しますアスファルトにつきましては、建設リサイクル法により処理業者等への再資源化が義務付けられております。</p> <p>そのアスファルトですが、無断で他人の土地や公共用地に放置されていけば、不法投棄となりますが、空き地の所有者等が小規模なアスファルトを処分するまでの間、仮置き場として集積しているのは不法投棄とはならず、事故などが、危険がないように適正に管理するものとなります。</p> <p>なお、産業廃棄物の処理自体は県の管轄となり、県が指導を行うものですが、本町の環境美化推進条例により、空き地の所有者等は、生活環境を損なう状態にならないよう、常に適切に管理しなければならぬと定めております。</p> <p>空き地の管理が適切でない場合は、町からも指導を行うものであります。</p> <p>次に、生い茂った樹木や空き地の草刈り等につきましては、各区より選出の環境美化推進員が、定期的に不法投棄の見回り、回収と合わせまして、地域の環境パトロールを行っております。</p> <p>当推進委員、または区長及び隣接する住民から荒地等の情報提供があった場合、職員が現地確認のうえ、先ほど同様条例に基づき、土地の所有者に対して、適切な所有地の管理を文書で通知しているところです。</p> <p>その際、土地所有者が直接管理することが困難な場合には、シルバー人材センター等への委託についても、併せて紹介をしているところであります。</p>

	<p>そして、麦畑の野焼きにつきましては、焼却時に発生する火や煙、風向きによって住宅に影響を及ぼす場合がございます。</p> <p>この麦畑の野焼きでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、屋外での焼却禁止の罰則例外規定対象であります。</p> <p>法的には罰則の対象となっておりません。しかしながら、近接する住宅への配慮のため、そして畑の地力増進、土づくりの一環としまして、農業者に対し、麦の収穫後はトラクターですき込むことを防災行政無線で放送したり、注意喚起のチラシを配布して周知しているところでございます。</p> <p>それでもそのような現場を見かけたり、住民から連絡があった場合には、農林商工課と連携しまして、現地にてその旨の指導を行っているところでございます。以上です。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>特に野焼きについては、風邪の強いときなど飛び火して大参事にも繋がりがかねません。農業従事者にも事情はあるかもしれませんが、住宅地に煙が流れるよう地域では、極力すき込みで対処いただくことをお願いいたしまして、次に進みます。</p> <p>次に、住宅リフォーム助成制度について、お尋ねをいたします。</p> <p>住宅リフォーム助成の申請が5月11日から始まり、初日から30名を超える申請があり、その後も引き続き申請が後を絶っていないようです。</p> <p>昨日6月25日現在、80件、1,371万円分の申請があつていて聞き及んでいます。今議会に追加補正として400万円が計上されています。住宅リフォーム券交付事業要綱では、平成28年3月31日までが申請期限となっています。今後さらに需要が増えていくことが予想されますが、申請者の方にすべて行き渡るよう、今後とも補正で対応すべきと考えますが、見解をお尋ねいたします。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>筑前町住宅リフォーム券交付要綱を平成27年4月に定め、5月11日より事前受付を開始しました。当日は、開庁前の午前7時前から待機されている住民の方もおられ、このようなことも想定内でしたので、職員も1時間半早く出勤し対応したところ です。</p> <p>平成27年度の住宅リフォーム補助に使用する負担金補助及び交付金予算額は1千万円であります。5月11日に受付を開始し1週間ほどで55件の事前申請により、予算限度に達しています。</p> <p>現在の総受付件数は、議員ご承知のとおり80件であり、25件の方につきましては、キャンセル待ちや補正予算確保待ちで仮受付している状況です。これはあくまでも住宅リフォーム補助券の交付が必ず受けられる保証でないことを理解していただいている状況であります。</p> <p>このような状態が一過性なのか、今後継続的にあるのかが不明でございます。今議会に400万円の補正を計上しているところです。</p> <p>本年度の住宅リフォーム補助券交付に要する予算は、負担金補助及び交付金としては、明許繰越費1千万と6月補正予算分で400万円、また経費節減を行いまして、不用額となっています賃金、事業費等を流用し、合計約1,500万円程度で終了予定でございます。</p> <p>今後の継続の考え方ですけれども、住宅リフォーム補助事業は地方創生戦略の一環として、国から交付金が配分された中での取り組みであり、地域消費喚起型と地方創生先行型の2種類となっています。</p> <p>住宅リフォーム補助事業は、地域消費喚起型となります。キャンセル待ち等の町民</p>

	<p>の方を含め80名の申請があります。今回、このような制度を作ったのが契機となり、申請者が駆け込みで申し込まれているのか、来年度以降落ち着きを取り戻すのか、の判断が難しいところでございます。</p> <p>いずれにしましても今回は、国の支援を契機にこの事業を取り組みましたが、来年度以降国が同様な措置をしてくれるのか不明でございますので、国の動向を注視したいと考えております。</p> <p>それと筑前町地方創生及び総合戦略の中で議論を深めていく必要があるのではないかと考えているところでございます。以上です。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>今回の住宅リフォーム助成は、国の地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金を活用しての事業です。先ほど課長がおっしゃったように、1年で終了ということになるのではと心配しているところですが、町長も常々リフォーム助成による地域経済の活性化は効果があると考えているとおっしゃっています。これだけ住民の方のニーズが高い事業です。経済波及効果もあり、リフォームした町民も助かり、地元の中小建設業者も潤い、結果町の税収も増えるという住宅リフォーム助成制度です。</p> <p>県内でも半数近くの自治体が、既に取り組んでいるという事業です。筑前町でも継続して、他の交付金、補助金を活用してでも取り組むべき事業と考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。</p>
議 長	町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>リフォーム助成制度はですね、確かに経済効果があるのではなかろうかと、そのような報告も他の市町村等々から聞く機会がございました。</p> <p>ということで、今年は地方創生の資金も活かしまして、活用いたしまして取り組んでいきたい。思った以上の申し込みがありまして、さらに町費も継ぎ足してですね、27年度の申請者に対しては、ぜひ対応したいと。公平の原則からしましてもですね、対応したいと思っております。</p> <p>また、この分析、検証等やりまして、来年度以降についてはさらなる国等への交付金等をいろいろ検討いたしましていきたいと思っております。</p> <p>いかんせん来年度の予算の財源に伴う話でございますので、予算編成時に再度検討したいと思っております。以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>せっかく高いお金を出してリフォームした家を手放してまでよそへ移るという方はいらっしやらないのではないのでしょうか。それは、筑前町へ定住することに繋がるということを申し述べ、次に進みます。</p> <p>最後に、常設サロンについて、お尋ねをいたします。</p> <p>常設サロンが5月7日から開設され、多くの高齢者の方々が利用されているようです。先日体操教室のあった日に、少しのぞかせていただきましたところ、30名近くの方が参加されていました。参加されている皆さん、嬉々として手足を動かされ、熱心に受講をされていました。</p> <p>同じ日敬老館のほうは、囲碁を打っている方が2名、それ以外広間にも誰もいらっしやいませんでした。せっかく高いお金を使ってつくった施設です。敬老館の利用者を増やす手立ては何か考えているのか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えいたします。</p> <p>常設サロンにつきましては、今、議員が質問の中でお話されたように、今年5月7日に開設されたもので、ようやく1カ月を超えた時期でございます。</p>

	<p>元々この場所はコスモスプラザの開設時から、福祉館の介護予防のスペースとして確保された場所でありました。</p> <p>介護予防教室につきましては、12年間の成果等を検証した上で、26年度をもって休止し、このスペースの有効活用をはかると高齢者の寄り合いの場を設け、一人ひとりが健康で生きがいを持ち、かつ認知症や介護予防をはかるとを目的として、常設サロンを開設したものでございます。</p> <p>これまでの利用者の実績は、1日平均約20人、体操教室とか手芸教室等催しがある日の平均は約26人、催しのない日の平均は約13人でありまして、介護予防教室当日の1日平均9人よりも多くの利用をいただいております。</p> <p>参加者からは、希望、要望等も少しずつ出ては来ておりますけれども、今年1年ぐらいは流れを見ながら、来年以降のサロンのあり方について研究したいというふうに考えております。</p> <p>ご質問の利用者が減っているの、何か手立ては考えているのかというご質問でございますけれども、敬老館の昨年入館者、1日平均で43名で、今年4月平均は、昨年と同じ43名、5月の平均は40名で、少し減ってしまっています。サロンの影響があるかとは思いますが、常設サロンにつきましては、先ほどお話ししたように、1日平均20人のご利用をいただいております。</p> <p>新しい事業を同じ屋根の下で行い、機械も便利のため、敬老館の利用者に少しの変化があっても、コスモスプラザ全体で利用の幅が広がったというふうに考えていただきたいというふうに思いますし、何より福祉館のあの広い介護予防教室の活用ができていくということもですね、ご理解いただきたいというふうに思います。</p> <p>そのようなことから、現時点です、利用者が減っているから、何か手立てをとることについては、考えておりません。以上です。</p>
議長	河内議員
河内議員	めくばり館にも敬老館と同じように、常設サロンを開設してほしいという声も上がっているようですが、見解をお尋ねいたします。
議長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えいたします。</p> <p>めくばり館でのサロンということでございますけれども、敬老館の常設サロンは、福祉館の中の専用スペースで実施をしておりますけれども、めくばり館は、全体でコスモスプラザの敬老館にある建物であり、占有できる場所がないこともありますが、昨日栗野議員の質問にもありました低圧ルームの設置などですね、サロンに限らず町の同類施設の将来の有効活用も検討が必要と考えておりますので、現状では、めくばり館でのサロンの開設については、考えておりません。以上です。</p>
議長	河内議員
河内議員	施設は多くの方々の利用があつてこそ生きてきます。今後ともいかにしたら利用者の方々を増やせるのか、増やすためにはどうしたら一番いいのかを念頭に、高齢者の方々の健康向上のため、力を尽くしていただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。
議長	これにて14番 河内直子議員の一般質問を終了します。
休憩	
議長	<p>ここで休憩します。</p> <p>10時50分から再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10:39)</p>
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。

	(10:50)
議長	15番 田中政浩議員
田中議員	<p>本定例会の最後の質問でございます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>質問に入る前に、今日は何の日といたしまして、本日は6月26日でございます。雷記念日だそうです。930年、延長8年、この日に政所殿におきまして落雷があり、大納言の藤原清隆が亡くなりました。この事件は政治的な政略によって、太宰府に左遷させられております菅原道真公の祟りであると信じられたため、道真公の学者としての名誉を回復するために、学問の天神さまとして祀られるようになったそうでございます。</p> <p>また、国連憲章調印記念日、国土庁の創設記念日、26日といたしまして、露天風呂の日でございます。内容は、ウェブ上で確認のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、質問に入ります。</p> <p>通告に基づきまして、大きく4つの質問をいたします。</p> <p>まず、マイナンバー制度について、質問をいたします。</p> <p>マイナンバー制度は、社会保障番号制度として、住民票を有するすべての方に、1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報管理をし、複数の機関に存在する個人情報が同一の情報であることを確認するために活用するものです。</p> <p>行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現するため、社会的な仕組みと、内閣府により説明されております。</p> <p>マイナンバー制度の導入に際しまして、他の自治体はホームページ等にて概要の資料を出しておられます。</p> <p>本制度は27年10月からマイナンバーを通知し、28年1月から利用できるようになります。筑前町からはまだ何もお知らせ等がないようでございますが、町民の皆様様に制度導入に向けて、いつからどのように周知を図るのかを確認いたします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>マイナンバー制度、正式には社会保障番号制度でございますけれども、国がですね、新しく実施する制度であります。十分な広報活動が必要と思います。</p> <p>先の年金情報の流出問題もありまして、国の情報管理体制に対する国民の不安もあり、国及び県においてもですね、メディアを通した積極的な広報活動が行われるであろうというふうに思います。</p> <p>本年10月以降に個人番号の通知が予定をされております。町では今週からホームページで周知を始めております。そこには内閣官房のマイナンバーページへのリンクも開始を始めたところです。</p> <p>また、広報ちくぜん8月号において、制度の概要やホームページリンク等の情報提供を、それから9月号では、通知カードの様式や送付方法等を紹介いたします。</p> <p>10月以降に個人番号が通知されることから、10月号では通知カードの保管や利用場面についての紹介を載せ、11月号では本カード申請について、紹介することを計画しております。</p> <p>なお、事業者への対応といたしましては、福岡県では、国及び県内の経済団体等と連携をして、制度の周知広報に取り組まれております。</p> <p>事業者においても、28年1月以降、税や社会保障の手続きで、従業員等のマイナンバーを記載する必要があり、ガイドラインを踏まえた対応が必要となることから、県では7月24日に、事業者向けのマイナンバー制度説明会が実施される予定となっております。以上です。</p>

議 長	田中議員
田中議員	マイナンバー制度導入の実施ですね、利用されるまでのスケジュールはどのようになっていますか、確認いたします。
議 長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、先ほど申し上げましたように、10月から住民票の住所に個人番号が通知をされます。そして28年1月マイナンバーの利用が開始されます。これは、税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで利用が開始をされます。ただ、年金の手続きについては、29年の1月から利用開始の予定です。</p> <p>個人番号カード、ICチップ、写真付きの個人番号カードですが、これの申請者への個人番号カードの交付も、その1月から始まります。</p> <p>そして、29年の1月から個人ごとのポータルサイトの運用が開始されます。これはどういうことかということ、マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ、提供したのかを確認できるようになるということ、それから行政機関からのお知らせも受け取れるようになるということでございます。</p> <p>そして、29年7月から地方公共団体等も含めた情報連携が開始をされます。そのことによって、情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減されるというふうに言われておるところでございます。以上です。</p>
議 長	田中議員
田中議員	マイナンバーの導入に際しましてのセキュリティの考えはどのような考えがございましたでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>セキュリティ対策ということで、今、非常にですね、問題になっている面だと思います。</p> <p>このマイナンバーの制度面と、それからシステム面の両方からですね、個人情報保護の措置を講じているということでございます。</p> <p>まず、制度面におきましては、法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集、保管を禁止していること。それから、なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には、本人確認が義務付けられていること。それから、マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視、監督することなどがございます。</p> <p>それから、システム面におきましては、個人情報が従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理がされます。芋づる式の情報漏えいを、このことによって防ぐというものでございます。</p> <p>また、行政機関同士の情報のやり取りに直接マイナンバーは使わないこと、加えて平成29年から、1月から先ほど申し上げましたような、情報の記録開示システムが稼働予定ということで、誰が、いつ、なぜ、その個人情報を提供したか、不正に行われていないかということ、ご自身で確認が可能となるというようなことでございます。</p> <p>ただ、今、日本年金機構において大量の個人情報が流出するというような事案が発生しました。こういった標的型攻撃メールによる、これは感染ということで、情報系とですね、それから業務をするほうのネットワークがですね、分離はされていたということですが、個人情報の移動とか保管が不適切に運用されていたということから、ネット上にそういう流出したということが言われております。</p> <p>今後ですね、マイナンバーとすべき番号のですね、仮の番号付けが実施されること</p>

	<p>になります。新たなそういった標的攻撃型のメールを使っての被害を受ける可能性もありますことから、これまで同様に住基システムに接続された基幹系のネットワークと情報系のネットワークは切り離して、通信不可能な状態にしておくこと。それから、基幹系に保存されている個人情報、基幹系ネットワーク内のみで使用すること、そして業務に利用している端末を、先ほど言います両方のネットワークに共有しないことなどで、個人情報の流出のための十分な対策を実施していきたいと考えております。以上です。</p>
議長	田中議員
田中議員	<p>導入に際しましてですね、利用するようになった場合、マイナンバー制度のメリット、デメリットについて、ご確認をいたします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>メリット、デメリットということでございます。 まずメリットとしては、大きく3点上げられます。 1点目は、公平公正な社会の実現ということで、ナンバーの活用によりですね、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。負担を不当にまぬがれることや不正な需給の防止に役立ちますということです。 第2に、国民の利便性の向上ということで、年金や福祉などの申請時に用意しなければならない書類が減るとのこと、そして行政手続きが簡素化されるということでございます。 それから、先ほど申し上げましたように、行政機関にある自分の情報を確認したり、様々な行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになるということ。そして、第3点目としましては、行政の効率化ということです。 例えば被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できるということでございます。 一方、デメリットという言い方が適切かは別にいたしまして、政府が行った世論調査では、番号や個人情報が流出して、不正利用されることへの不安が一番訴える声が多いということでもあります。 それから、国が個人の金融資産等への監視が強まって、プライバシーが侵害されるのではないかというような意見を持ってある方もいらっしゃいます。 国をはじめ関係機関でも十分な対策が制度上取られていますけれども、我々国民自身もですね、制度の仕組みを理解するとともに、大事なマイナンバーになりますので、安易に外部の人に教えないといった自衛策というのが、必要になってくるというふうに考えております。</p>
議長	田中議員
田中議員	<p>現在は、年金機構の情報漏えいへの問題があり、筑前町の方々の情報、個人情報の漏えいもあるかも分かりませんが、そのため、制度導入の時期が遅れるかも分かりませんが、また、マイナンバーの情報の漏えいがあった場合は、誰の責任なのかを検討され、町民の皆様が十分に理解された上で利用されることを望みます。 次の質問にまいります。 昨日の栗野議員のふるさと納税の質問と少しだぶりますが、私なりに質問したいと思っております。 ふるさと納税でございますが、今年で何年目になりますか、お尋ねいたします。</p>
議長	企画課長
企画課長	<p>ふるさと納税、平成20年度からの制度でございます。制度発足以来すぐ筑前町も対応しておりますので、今年で8年目ということになります。</p>
議長	田中議員

田中議員	<p>ふるさと納税を考えている人はですね、一般的にインターネットを活用し、お礼の品を選び、納税寄付を行う人がほとんどでございます。筑前町も納税者の増加に努力していただいております。</p> <p>平成27年1月9日付けで、昨年26年度の実績は、長崎県平戸市は12億4,730万円、佐賀県玄海町は8億2,880万円、宮崎県の綾町は7億1千万円でございます。</p> <p>全国的に寄付者が多い自治体では、カタログを作成し、品物の配達の日を受けて、熨斗紙を張り、お歳暮等の贈答品として利用できるサービスも行っているところもあるそうでございます。</p> <p>そこで確認をいたします。現在、筑前町のホームページにより納税を申請する際は、ファクスまたは郵送、メール添付のいずれかで行われております。インターネット申請時、クレジット決済が普及している現在、より簡単に納税していただくために、筑前町でもクレジット決済を導入していく必要があると思っております。</p> <p>町として、どのように工夫されてあるのかを、確認いたします。</p>
議 長	企画課長
企画課長	<p>9月開始に向けまして準備しているところでございます。ご自宅からインターネットで寄付の申し込みをしていただいて、クレジット決済まで手続きができるようにする予定でございます。</p> <p>また、一部を除いてコンビニでも寄付することができるようになることを、今検討しているところでございます。もちろん従来どおり振込用紙で寄付することも継続いたします。</p> <p>なお、町としても専用のPRページができるような形で今計画しておりますので、別途イベントのお知らせとか観光情報、キャンペーンなども発信できるということで、今準備しております。</p>
議 長	田中議員
田中議員	<p>本来地場の産品で、地元企業から町が買い上げ、納税のお礼の品として寄付者に贈る制度なのです。地元のPRにもなり、納税者が多くなれば、地元企業も売り上げが伸び、さらには雇用の増加にも繋がるのではないのでしょうか。</p> <p>多くの方々に納税をしていただきたいので、他の自治体にないような、筑前町ならではの品物を、選択をお願いしたいと思っております。</p> <p>私が思うには、平和記念館の入場券のつづり、また花立山温泉の入場券、また宿泊券などを、ふるさとパックとしてできないものなのでしょうか、確認いたします。</p>
議 長	企画課長
企画課長	<p>筑前町には素晴らしい特産品などがたくさんございます。新制度の9月に向けまして、もっと魅力的に品ぞろえを増やしたいと考えておるところでございます。</p> <p>もちろん言われますように、品物という特産品だけに限定せずに、サービスの提供なども含めまして幅広く検討してまいります。</p> <p>それからもう1点はですね、今、1万円以上寄付していただければ、こういうふうなグループからお選びくださいという1本だけしかありません。</p> <p>これをたとえば、2万円以上のグループであったり、3万円以上のグループ、5万円以上など、諸々の階層を作りまして、寄付額に応じて返礼品のランク分けをすることも、今、検討しております。</p> <p>ふるさと納税で多くの方から、より多くの寄付をいただきたいにはもちろんでございますけれども、第1には、まず特産品を知っていただくということ、その次には、もしその特産品等が良かったら、取り寄せて買っていただくというふうな販路拡大、そして3番目にはですね、筑前町はどんなところだろうか、地域情報とかイベントを発</p>

	<p>進して、筑前町をもっと知っていただいて、訪れてもらうという観光誘致、ということまで発展できる可能性を秘めているものと思っています。</p> <p>第1段階としては9月開始に向けまして取り組んでいますけれども、その後も知恵と工夫を凝らしながら、もっと筑前町を応援していただけるように改善を重ねていきたいと考えております。</p>
議長	田中議員
田中議員	<p>今の答弁のような状況で、どんどんしていただきたいなと思っております。</p> <p>それからまた、ふるさと納税に関する件で、平成27年度当初予算で160万ほどございます。これは、今おっしゃっている、9月からというふうなことであると思えますけれども、どういう内容なのか回答をお願いいたします。</p>
議長	企画課長
企画課長	<p>ふるさと納税支援サービスにつきましては、いろいろな会社がそれぞれ特徴あるサービスを行っております。当初予算の段階では、ある会社にお問い合わせするといったふうな想定でですね、予算を組ませていただきました。</p> <p>内訳としましては、12節手数料のうち公金代理納付の導入初期手数料として3万3千円、寄付額の1%手数料3万円ということで、手数料では63千円。次に、14節使用料ではウェブサイトの使用料49千円、それから公金代理納付システムの使用料2万円ということで、14節の合計で69千円。手数料と使用料合わせまして、132千円が手数料的な考えのものでございます。</p> <p>また、これらにより寄付が増え、ふるさとバックの返礼品も倍以上になるということを見込みまして、8節報償費のうち150万円を見込んだものでございます。合計で1,632千円を予算化しておりました。</p> <p>現在、契約予定業者とですね、契約内容の条項等について、最終的な詰めをしております。ふるさと納税の一括代行サービス業務委託ということで考えておりますので、委託費に予算流用させていただいて、実施する予定でございます。</p>
議長	田中議員
田中議員	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次ですけど、日本全国の国民の皆様から筑前町ふるさと納税をしてもらうには、それなりのPR、お返しの品物が大事になると思います。多くのふるさと納税が入りますよう期待いたします。</p> <p>次の質問に入ります。</p> <p>入札関係でございます。</p> <p>公共工事における予定価格設置時の歩切に関する調査の結果について、お尋ねいたします。</p> <p>平成27年4月28日付け、総務省、国土交通省連名にて公表されております。筑前町も調査があったかと思いますが、内容の説明を求めます。</p>
議長	財政課長
財政課長	<p>お答えいたします。</p> <p>調査の内容につきましては、平成26年12月19日付けで、公共事業における予定価格設定時の歩切に関する調査ということで行われております。</p> <p>調査の指針につきましては、予定価格の設定に際し、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する、いわゆる歩切が公共事業品質確保法第7条第1項第1号に違反することが明確にされ、地方公共団体の長は、予定価格の設定について必要に応じた見直しを直ちに行うことが必要となりますということで、これを踏まえて地方公共団体における歩切の実施の有無、それから実施をしている場合における見直しの検討状況についての調査でございました。以上です。</p>

議 長	田中議員
田中議員	<p>設計書金額から減額して予定価格を決定している場合の減額の理由といたしまして、慣例によるもの221団体、自治体財政の健全化・公共事業費の削減209団体、一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため69団体、追加工事の発注に備えて予算の一部を保留することにより、議会手続きを経ず変更契約を円滑に行えるようにするため19団体、端数処理335団体、予定価格の漏えいを防ぐためシステムで無作為にされた計数を乗じることにより調整を行う39団体、実勢取引価格を考慮、予定価格の漏えい防止のため契約担当官が決定する94団体、未回答1団体。</p> <p>以上のような回答が757団体のアンケートで、複数回答可の内容のもとで回答がありました。</p> <p>この内容を踏まえ、今後筑前町としての考えは、また、提出した内容の説明をお願いいたします。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>お答えいたします。</p> <p>予定価格の設定の方法及び見直しの予定につきましては、設定につきましては、慣例や財政の健全化、公共事業の削減のために歩切を行ってまいりました。</p> <p>このことにつきましては、町長を含め協議をいたしまして、この調査により法の趣旨の歩切の違法性を理解し、27年度から見直しを行い、公共事業に係る歩切は行っておりません。以上です。</p>
議 長	田中議員
田中議員	<p>28日付けの最初のアンケートによる回答の、筑前町としての回答の内容はどのような内容だったのか、お尋ねします。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>お答えします。</p> <p>質問の内容がですね、予定価格の設定の方法について、それから予定価格の設定方法の見直しについてというものが、主な点でございます。</p> <p>設定方法につきましては、いわゆる歩切をしているというふうな状況でございます。そして、その理由としては先ほど申し上げましたように慣例、それから財政の健全化、公共事業費の削減のためということでございます。</p> <p>それから見直しについてはということで、平成27年度から見直しをするというふうな回答をしておるところでございます。</p>
議 長	田中議員
田中議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>福岡県は平成18年12月28日付けでアンケート調査をしてあります。</p> <p>内容につきましては、入札制度の実態調査ということで、正式には公共工事の入札及び契約の適正化の促進、関する施策の実施状況の調査の結果についてでございます。</p> <p>この内容から見ますと、平成18年当時から入札の予定価格の公表をしたほうがいいですよということのようでございます。</p> <p>当時予定価格の未公表は、全国でも14%あります。福岡県では23.6%、筑前町を含め12市町村ありました。現在ではほとんどの自治体が公表されているかと思えます。筑前町は現在、まだ未公表でございます。</p> <p>町として、今後どのようにされるつもりなのか、お尋ねをします。</p> <p>ちなみでございますけれど、東峰村と大刀洗町も筑前町同様事前公表はしておりません。見解をお尋ねいたします。</p>
議 長	財政課長

財政課長	<p>お答えします。</p> <p>公表につきましては、平成18年5月の23日、公共事業の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針ということで、閣議決定をされております。</p> <p>この中には、予定価格については、契約の締結後に、事後契約において予定価格の類推される恐れがないと認められるものについては、事前公表してもいいですよ、しなさいというふうに書かれております。</p> <p>ただその後、平成23年8月9日、これの一部改正が行われております。これにつきましては、予定価格の入札前の公表は適切な積算を行わずに、入札を行った事業者が自重する事態が生じるなど、事業者の真の技術力、経営力を損ねる弊害を生じることがあることから、公表しないとされております。</p> <p>いわゆる予定価格の事後公表への移行ということで上がっております。そういう意味で、事後公表をしております。</p> <p>本町につきましても、平成23年9月の入札以降、予定価格の事後公表は行っております。以上です。</p>
議 長	田中議員
田中議員	<p>筑前町の入札状況の中では、今、見積書の提出というのはございます。その見積書の提出というのは、本来ですと、公表をしてある金額に対しての見積もりというふうな状況が適正かと思っています。</p> <p>今の内容では、公表してないのに見積書提出というような状況になってはいますが、その内容は少し改めたほうがいいのかと、私は思っています。</p> <p>私としては、入札の事前公表にしては、していただいたほうが良いと思っております。</p> <p>関連ですが、入札執行を行う際にですね、町長、また副町長の立会いをなされることが多いかと思っております。担当部署、担当課の立会い、担当課長の立会いのもとで執行するのではと思っています。見解をお尋ねします。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>お答えいたします。</p> <p>入札につきましては、契約の競争締結というふうに言われております。地方公共団体の契約の締結権者は長にあると。締結権は長にあるとなっております。</p> <p>地方自治法153条にですね、地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部、その補助機関である職員に委任し、又はこれを臨時に代理させることができるとあります。でありますから、担当部署及び担当課長に入札の執行をすることは可能であると思っております。</p> <p>大きな市になりますと、入札のそういうふうな規定みたいなものを持っております。その中で謳ってあるようでございます。以上でございます。</p>
議 長	田中議員
田中議員	<p>町長、副町長もいろいろとお忙しいと思っておりますので、金額の線引き、これ以上は立ち会う、これ以下はお任せというふうな状況で大丈夫じゃないかなと思っております。</p> <p>担当部署に任せることも検討していただき、次の質問に移らせていただきます。</p> <p>通告書記載のとおり、下高場区、安野区、福島区を通る水路の追跡調査ということで、お尋ねをいたします。</p> <p>25年12月以降、どのような対応をしていただいたのかを確認いたします。</p>
議 長	副町長
副町長	<p>お答えいたします。</p> <p>12月議会以降、どのような対応をしたのかというふうなことで、まずは現地調査</p>

	<p>を幾度となく行いました。そして、その地下埋設用水路、これがですね、いつ、誰が、何のためにつくったのかということ、まずは追跡調査をしなければならないというふうなことで、議員のお知り合いでもあります福島区の83歳の男性の方、こちらから聞き取り調査を行ったと。</p> <p>戦後70年になります。当時12、3歳であったというふうなことで話を聞きますと、鮮明にですね、その状況は何えたようでございます。</p> <p>証言者としてですね、まずはそういういきさつを調査する必要があるというふうなことで、26年の2月にですね、そのような調査を行いました。</p> <p>その中ではですね、やっぱり旧日本軍によって、昭和17年ごろからこの飛行場をつくるということで、160haが強制的に買収された。そして、18年の3月に工事に着手され、そのときにですね、その場所に2つの池と河川があったというふうなことでございます。</p> <p>滑走をつくるのに障害となるために、地下に埋設されたであろうと。その状況は自分も見たというふうなことも聞いております。これも古賀組が施工されたというふうなことで、古賀組にも問い合わせたところ、古賀組の百年史の中にもですね、北飛行場の施行に関しては、そちらが書かれたというふうなことでございます。</p> <p>そういうことでですね、日本軍が築造したということは間違いないというふうなことでですね、その後県のほうへ調査にまいりました。</p> <p>そうすると県のほうではですね、特殊地下壕対策事業というのが全国的にあるわけですが、そちらの窓口に行ったんですけども、この特殊地下壕事業というのは、崩壊、陥没等があったときには、この事業で埋め戻しができる事業であると。</p> <p>うちの場合には、今、地下用水路として使っております。埋め戻すことができないというふうなことで、この事業には該当しないと。</p> <p>それで、全国的にですね、この地下壕協議会というのがありまして、鹿児島県が事務局を持っておりますので、そちらにお尋ねをいたしました。</p> <p>そうすると、また同じような結果でございます。埋め戻しが前提であると。現状維持、補修については、この事業には該当しないというふうなことで、水戸市がですね、同じような河川補修というふうなことでされておりますが、非該当となったというふうなことを聞いておりますので、水戸市にも一応調査をしたいと思っておりますが、まだ調査せずに終わっております。</p> <p>それで、それ以後ですね、26年の5月ですが、県議と一緒に現地調査を行いまして、なんとかできないかというふうなことで、お願いもいたしております。</p> <p>それから、同じく5月に国会議員の秘書にもですね、今証言された内容等をまとめて調査依頼という形で一応しております。</p> <p>しかしながら申し訳ないですが、今のところ手詰まりの状態であるというふうなことでございます。以上です。</p>
議長	田中議員
田中議員	<p>丁寧にご説明ありがとうございます。</p> <p>まず、私が思うには、正式に現地の全体ですね、500mでございます。500mの、正式に調査をしていただければと思っております。</p> <p>現在、橋梁の点検、補修等が叫ばれている現在ですね、30年から40年をめぐりに橋梁の点検とかを行われております。この水路は施工からもう70年以上経過しており、また地下のため目視ができません。全体的な調査を行うべきだと考えます。ご見解をお願いいたします。</p>
議長	副町長
副町長	お答えいたします。

	<p>確かに全面的な調査を行うべきだというふうな見解は持っておりますが、現段階では一般財源でやるしかないのかなというふうなことでですね、今後いろいろ調査をしていかなければならないというふうに思っております。</p> <p>そこでですね、1つ難問題が発生したわけでございますが、この用水路に関しましては、地役権の設定がされてないと。今、人の土地の下を通っておるというふうなことでですね、これ地役権の問題が1つ問題になっておると。それと所有権の問題ですね。</p> <p>所有権というのは、個人の土地の所有というのは、地下の方向の限界についてはですね、地表から40m、権利があるというふうなことでございます。これは、大深度地下法という法律があつてですね、自分の土地下40mまでは自分の所有権の範囲であると。上空については、300mまであるんだというふうな、そういう法律がございます。</p> <p>だから、ちょっとですね、今、水路が通っておりますので、今陥没いたしますと、個人の所有であるというふうな、法的な見解になるのではないかというふうなことでですね、非常にそういう問題もありますので、今後専門家に尋ねて、そのような処置をしていかなければならないと。</p> <p>その後、全面的な調査は、それ以後の問題となるのではないかというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	田中議員
田中議員	<p>いろいろな調査を踏まえ、今後ですね、どのような行動を行い、現在の水路並びに道路等が安心して通行できるような対策が必要だと思っております。</p> <p>今、先ほど言われましたが、今後の対応としてですね、手短でかまいませんけども、あればお願いしたいと思っております。</p>
議 長	副町長
副 町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほど申しましたように、いろんな問題がございますので、今後専門家または弁護士、そういう方々と協議しながら、また国、県へ呼びかけていきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	田中議員
田中議員	<p>どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。</p> <p>先月の6月24日の西日本新聞にもですね、橋の老朽化対策に支援という見出しで、高度成長期に整備されましたトンネル、橋、道路インフラの劣化が進む中、県が支援するというふうに記載されておりました。問題を解決するために、最後まで頑張りたいと思っております。</p> <p>最後に、町長にお尋ねを申し上げます。</p> <p>今の質問内容でですね、町長なりのご見解がありましたら、よろしくお願ひしたいと思っております。</p>
議 長	町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、今の法規の中で、橋梁、河川、水路等の定義、その定義に対象とならない、今回の事案ではなかろうかと、そのようにも考えております。</p> <p>とすれば、非常に長期的な新たな新法が必要、あるいは大きな事業が必要、それだけ大きな問題ではなかろうかと思っております。</p> <p>鹿児島県のほうにも私が出張いたしまして調査をいたしました。そのときにもやはり法になかなか抵触するもんですから、独自の協議、全国組織の協議会をつくって、今のような陥没だけの対応ができるようになったというような課程を考えますと、至</p>

	<p>極困難な事業であるというふうにも捉えざるを得ないと、そのようにも考えております。</p> <p>しかしながら、本町であります事案でございますので、研究を進めていきたいと思っております。以上でございます。</p>
議 長	田中議員
田中議員	<p>旧陸軍がやったことというふうな状況でございますけども、本町にある以上は、何かの解決策が必要かと存じます。皆さんで力を合わせながら、解決をしていければと思っております。</p> <p>これで、本日の一般質問を終わります。ありがとうございました。</p>
議 長	これにて一般質問を終結します。
散 会	
議 長	<p>本日の日程は、全部終了しました。</p> <p>本日は、これにて散会します。どうもお疲れでございました。</p> <p style="text-align: right;">(1 1 : 3 6)</p>